

大磯町第五次総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

本町では昭和48年に総合計画を策定して以降、これまで四次にわたり大磯町総合計画を策定してきており、平成18年に15年間を計画期間として策定した第四次総合計画が平成32年度をもって終了します。今後は全国的に急速に進行する人口減少や少子高齢化、それに伴う税収の減少や社会保障費の増大による財政の悪化など、地方自治体はますます厳しい状況下に置かれることが予測されます。その一方で、高度情報化、国際化社会への対応、防災・防犯への町民意識の高揚、また、地域コミュニティの希薄化など、町政に求められる役割が多様化してきています。

このような状況下で、これらの課題に的確に対応し、誰もが豊かで満足できる生活を実現するため、長期ビジョンを示すとともに総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、「大磯町第五次総合計画」を策定するものです。

なお、平成23年の地方自治法の一部改正により基本構想の策定を義務付ける規定が削除されましたが、本町の行政運営における最上位計画としての性質を有することから、町民の代表である議会での議決を経て策定することとします。このことに伴い、総合計画を策定することを議決事件として定める必要があるため、「(仮称) 大磯町総合計画策定条例」を制定することとします。

2 計画の名称

計画の名称は「大磯町第五次総合計画」とします。

3 計画の構成

(1) 計画の構成

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成します。

ア 基本構想

- ・ 基本構想は、長期にわたる将来を展望し、望ましい「まちの将来像」を示し、それを実現するためのまちづくりの基本理念と、これにより実施していく施策の大綱を示し、町政運営の基本方針とします。
- ・ 基本構想は、平成33年度を初年度とし、10年を計画期間とします。
- ・ 基本構想は、議会での議決を経て策定するものとします。

イ 基本計画

- ・ 基本計画は、基本構想で定めた施策の大綱を実現するための基本的施策を体系的に明らかにするものとします。
- ・ 基本計画は、計画期間を5年間とし、平成33年度を初年度とする前期基本計画、平成38年度を初年度とする後期基本計画で構成します。

ウ 実施計画

- ・ 実施計画は、基本構想に定めた施策の大綱に則り、財源と優先順位に基づき具体的に実施できる形で計画化するものです。社会経済情勢などの変化に応じて見直しを行いながら、毎年度の予算編成の指針とします。
- ・ 実施計画の計画期間は3年間とし、基本計画の前期・後期の5年を区切りとします。
- ・ 実施計画は、社会経済情勢などの変化に柔軟に対応し円滑な進行管理を期するため、毎年度に事業評価や検証を実行するローリング方式によるものとします。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
平成	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
基本構想	基本構想(10年間)									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				
実施計画	実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)
実施計画		実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)		
実施計画			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)			実施計画(3年間)	

4 計画の基本方針

(1) 本町の地域特性を生かしたまちづくり

本町を取り巻く社会経済情勢などの変化の速度が急速に高まる中、時代の潮流に的確かつ迅速に対応し、美しい自然と由緒ある歴史・文化という本町の特性・独自性を生かした計画を策定します。

(2) 実効性の確保

社会経済情勢や町の財政状況の変化、また、町民ニーズを十分に把握し、求められるまちづくりに対応した施策を選択し、重点的な施策展開を図ることにより、実効性のある計画策定に努めます。

(3) 分かりやすい計画

町の将来像として町民の誰もが共有できる、誰にでも分かりやすい計画の策定をめざします。

(4) 町民参画による計画づくり

計画の策定段階から、町民アンケート調査やパブリックコメントなど、様々な機会を捉えて適切かつ慎重な町民参画を求めます。それにより町民ニーズを的確に把握し計画への反映に努めます。

(5) 他の計画等との関連性

町の各施策分野において策定した個別計画や、国や県などの上位計画との整合を図ります。

(6) 計画の進行管理体制

これまでも実施してきたPDCAマネジメントサイクル（Plan〈計画〉、Do〈実施〉、Check〈評価〉、Action〈改善〉）をより実効的なものとするため、施策・事務事業の体系の再構築を図るとともに、評価手法の改善や予算と連動して機能する体制を整備します。

5 計画の策定体制

(1) 庁内の策定体制

計画策定への職員の参画意識を高め、実効性のある計画とするため、「大磯町総合計画策定委員会」を設置し、全庁的な連絡調整を図るほか、必要に応じて専門部会を設置し、全庁体制のもとに計画の策定を推進します。

(2) 総合計画審議会

大磯町附属機関の設置に関する条例に基づき設置されている「大磯町総合計画審議会」において計画素案について審議します。

(3) 町議会

策定の各段階において、町民の代表である議会への情報共有を行い、意見を求めます。また、町全体の指針となる基本構想の策定においては、（仮称）大磯町総合計画策定条例の制定により、議会の議決を求めます。

(4) 町民の参画体制

無作為抽出した個人を対象とした町民アンケート調査の実施や、計画素案に対するパブリックコメントの実施など、手法と町民範囲を組み合わせ、現状に見合った適切かつ慎重な町民参画により、町民ニーズを計画に反映させます。なお、町民参画を求める際には、その目的や内容を分かりやすく提示したうえで実施します。

6 策定スケジュール

- （仮称）大磯町総合計画策定条例 ～平成31年12月まで（平成31年12月議会）
- 基本構想 ～平成32年6月まで（平成32年6月議会）
- 基本計画 ～平成32年12月まで
- 実施計画 ～平成33年2月まで

【補足】

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）が、平成31（2019）年4月30日に施行され、天皇陛下が御退位されます。御退位による皇位の継承が行われ、元号が改められますが、現段階においては、元号法（昭和54年法律第43号）の規定による政令の改正が行われていないため、本方針における元号の表記は「平成」を用いることとし、改元後は新元号に読み替えるものとします。